

## ■以下の点に注意し報告書の記入をお願いします。

① ※事業主及びその家族(法人の場合は役員)のみで行った工事については記入の必要がありません。  
※下請業者を使用した工事(自社は事業主及びその家族(法人の場合は役員)のみで行った場合)でも、  
下請業者に労働者がいない(一人親方等のみ)工事について記入の必要がありません。

② 工事の内容によって「事業の種類」が変わるため、工事内容が分かるようにご記入ください。

記載例 ・〇〇邸内 給湯設備交換工事  
・〇〇邸 新設工事に伴う電気設備工事  
・〇〇邸 屋根・外壁塗装工事  
・〇〇邸 床張り替えリフォーム工事  
・〇〇邸 リフォーム工事に伴う内部電気配線工事 など

【注意いただきたい記載の例】

◎「〇〇邸」「工事」とだけ記載・・・工事の内容が分かりません。

◎「リフォーム工事」とだけ記載・・・外装や屋根、増改築工事と、内装や建物内部の空調・電気・給排水設備などの工事は事業の種類が異なりますので詳しく記入してください。

◎「庭園工事」・・・重機等を用いた土木工事を伴う造園工事のみ一括有期事業報告の対象となります。

## ■特別加入について

当会で加入している労災保険は従業員を雇用している場合が前提となっております。しかし、近年人手不足等の理由によりやむを得ず従業員を雇用していない事業所も散見されます。

「現在労働者がいない」「求人募集しているが採用できていない期間が長い」という状況で特別加入希望の方は「一人親方労災保険」への移行をお願いします。(詳細・手続きは担当者にお尋ねください)

また、移行をお願いできない場合、今後特別加入者に労災事故が発生し、労災認定されなかった場合、当会では責任を負えませんのでご了承ください。